

長崎県知的障がい者福祉協会

令和6年度 事業計画(案)

1. 基本方針

本年4月に障害福祉サービス等報酬改定が実施され、新しい報酬体系に基づいたサービスが提供される。報酬改定では、障害者が希望する地域生活を実現の地域創り・社会の変化等に伴う障害児者のニーズへのきめ細やかな対応・持続可能で質の高い障害者福祉サービス等の実現が、基本的な考え方として報酬改定がなされている。協会としてこの3つの柱を考慮し、障がい児者をとりまく諸課題を検討していく。

また倫理綱領で、人権尊重・利用者主体のサービス提供を謳う本会にとって、養護者や施設従事者、使用者による障害者虐待、権利侵害は看過できないものであり、権利擁護・虐待防止の徹底に努める。

人材確保委員会では、各会員施設職員の人材確保に向けて福祉の仕事の魅力を発信しマンパワー確保に努めていく。

行政や関係機関・団体との連携を深め、障害福祉制度の更なる充実に向けた諸問題の解決について提言を行い、障がい者の方々と高齢者の方々との共生社会の促進に寄与する。

2. 会務の運営

- ① 三役会の開催（隨時）
理事会議案に関する協議 行政との協議等
- ② 理事会の開催（年3回程度）
事業計画・予算の承認 事業報告・決算の承認 各規程の変更
各種別部会・専門部会の報告承認
- ③ 監事監査の実施（年1回 5月）
事業報告、決算に関する監査の実施
- ④ 保険事業実施
あんしん医療共済保険（メットライフ生命）集金業務
- ⑤九州地区知的障害関係施設長研究大会 主幹（令和6年10月8日～9日）

3. 研修事業の開催

- ① 長崎県より指定事業の開催
 - ・サビ児管（基礎・実践・更新）研修
 - ・強度行動障害支援者養成研修 基礎研修
 - ・強度行動障害支援者養成研修 実践研修
- ② 長崎県より委託事業の開催
 - ・強度行動障害支援者フォローアップ研修（ヘルプデスク）
- ③ 自主研修の開催
 - ・障がい児者支援施設職員初任者研修
 - ・障がい児者支援施設中堅職員研修
- ④ 各種別部会・専門委員会の研修開催
- ⑤ 外国人労働者の受け入れの検討・研修会の開催

4. 福祉協会職員の福利厚生事業

職員間のスポーツ等交流事業

5. 各種別部会活動計画

別紙資料にて参照

6. 各専門部会活動計画

別紙資料にて参照

7. 関係機関団体との連携

- ① 日本知的障害者福祉協会・九州地区知的障害者福祉協会
長崎県手をつなぐ育成会・長崎県社会福祉協議会・長崎県授産施設協議会・長崎県身体障害児者福祉協会・長崎県精神障がい者福祉協会・街かどのふれあいバザール運営委員会・長崎県共同受注センター
- ② その他障害福祉関係団体等との連携・協力